

タブレット端末利用上の注意事項

(必ずお子様と一緒に読んでください)

タブレット端末は、学習内容をよく理解し、より充実した学びにするために貸し出します。タブレット端末は、上手に使用することで、授業での学びを深めることができるものであり、みなさんの学習に役立てるための道具となります。そのため、利用上のルールをしっかりと理解し、正しくタブレット端末を利用しましょう。

1 目的

多摩市から貸し出しするタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。

2 使用上の約束

- ・ 学習活動に関わる以外に使わないこと
- ・ 指示がない限り、必ず学校で使用すること（持ち帰りはしない）
- ・ 使用する際は、先生の指示に従うこと
- ・ 先生の指示により、家庭で使う場合は下の時間や愛和小 SNS ルールを守ること

学校

保管庫から自分のタブレットを出すこととしまふことは、先生が指示したタイミングで行います。

家庭

低学年・・・8時30分から19時まで
中・高学年
・・・8時30分から20時まで

- ・ 紛失、盗難、落下、水没などしないように十分気を付けること
 - ・ 日光が直接当たる場所や暖房器具の近くには置かないこと
 - ・ 落書きや傷をつける行為は絶対にしないこと
- (故意に行った場合は、弁償をお願いすることがあります。)

3 保管について

- ・ 各教室の充電保管庫の自分の番号のところで充電ケーブルを差し保管すること

1・2年生は充電ケーブルは差しません。(あとで先生が差します。)

4 健康のために

- ・ タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面から30cm以上離すなど近づきすぎないように気をつけること
- ・ 20分ごとに20秒以上遠く（6m以上はなれたところ）の景色を見るなど、ときどき目を休ませること

5 安全な使用について

- ・ もしも、怪しいサイトに入ってしまった時には必ず先生へ知らせること
- ・ 不具合や故障があった場合は、必ず先生に知らせること
- ・ 先生の許可なく、友達タブレットと通信をしないこと

6 個人情報について

- ・ 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしないこと
- ・ アカウントやパスワードを他人に教えないこと
- ・ 自分や他人(友達や先生)の個人情報(名前、住所、電話番号、写真など)はインターネットなどには絶対に上げないこと
(賠償責任など、学校で解決できない問題になり、保護者の責任になる場合があります。)
- ・ カメラで勝手に写真・動画・音声を撮影・録画・録音をしないこと
(人の顔には肖像権などの権利があります。授業の様子や友達ノートも同様です。)

7 その他

- ・ タブレット端末の設定を勝手に変更しないこと
- ・ タブレット端末を使用するにあたり、上記のルール等を守ること
(目的外での使用や決まりが守られない場合は、タブレット端末の返却や全体への使用の制限をすることがあります。)